

令和7年度

第4回定例農業委員会会議録

令和7年7月22日 開催

令和7年7月22日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和7年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年7月22日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年7月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年7月22日 午後1時30分

閉会 令和7年7月22日 午後2時30分 (会期1日)

第1日目 (7月22日)

出席委員 17名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
		13番	福家 範行		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

農地利用最適化推進委員 18名参加

昭和1	高崎 浩之	昭和1	三好 正晃	昭和2	長尾 豊弘	昭和2	片岡 等
陶	香川 秀範	陶	大芝 博信	陶	福家 棟貴	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志	滝宮2	大野 政則	羽床1	鈴木 博文		
枋所	森本 廣隆	枋所	中内 義男	西分	岡田 行夫	山田1	山口 守
		山田3	岡田 峯男	羽床上	泉谷 幸一	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

17番 松内 利和 委員、 18番 藤重 英子 委員

欠席 6番 中島 美紀 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 7 年 7 月 22 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 9 報告第 2 号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 第 10 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和7年7月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第4回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6番 中島 美紀 委員です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、17番 松内 利和（まつうち としかず）委員

18番 藤重 英子（ふじしげ えいこ）委員

を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は5件です。

議案第1号-1

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額5万円
申請地： [REDACTED] 田 134 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に居住しているために管理に苦慮し、隣接する宅地を含めて所有地を手放すことを検討していたところ、譲受人が宅地と共に農地を購入し新たに耕作をすることで話が整い、本申請に至ったものです。

譲受人には経営面積はなく農業経験ありませんが、共に農地を管理する予定の妻が実家での手伝いですが10年ほどの農作業経験があり、申請地も今後居住予定の宅地に隣接する134 m²の農地ということから、管理は可能なものと考えられます。

取得後の営農計画としては、野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業の従事予定日数は200日で、134 m²の農地ということから機械の所有はなく、手作業での管理予定です。

野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、居住予定の宅地からすぐ目の前で徒歩1分未満であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額10万円
申請地： [REDACTED] 田 70 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が利用権を設定しこれまで耕作してきた農地ですが、譲受人の宅地と所有農地の間に位置することから、申請地を取得することで農作業の効率化につなげたいとの譲受人の意向もあり、譲渡人と協議を整え、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が5,218 m²、借入地が823 m²、合計6,041 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。また、貸付地が6,437 m²ありますが、これは基盤整備後地域の担い手に貸し付けている農地であり、効率的に利用されているものと考えま

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は、3件です。

議案第3号-1

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-1

権利設定： 所有権移転

申請地： ██████████ 田 18㎡外1筆 合計905㎡

地種： 2種農地

併用地： なし

申請者： 【譲渡人】 ██████████

【譲受人】 ██████████

転用目的： その他（分譲住宅）

用途： 分譲住宅

施設の概要： 住居2階建て 3棟 85.93㎡ 合計257.79㎡

説明： 譲受人は██████████に主たる事務所を置き、平成28年に設立した不動産業を主に営む法人です。転用目的は宅地分譲用地で、所有権の移転をするものです。申請者は不動産業を営む法人であります。現在、香川県内6か所で分譲住宅を整備、販売しています。

複数候補地を比較検討しましたが、申請地の交通の利便性が高く、所有者及び水利組合等と協議が整っている等、総合的に判断し、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。申請地は、近年近隣に商業施設も増加し、生活する上でも利便性が高い地域となっています。██████████周辺で居住用住宅を探している方からの問い合わせが複数あり、分譲住宅の需要の見込みがあると判断し今回の計画に至りました。

敷地面積は土地利用計画図にも記載しておりますが、1号地の土地利用率が28.43%、2号地の土地利用率が28.58%、3号地の土地利用率が28.59%となり、全ての区画で土地利用率は22.0%以上の基準を満たしています。

【資金】 土地代600万円、造成費1,000万円、建築費3,600万円

合計5,200万円

<内訳> 自己資金5,200万円、借入金0万円

【期間】 許可後 許可日から3年間

【造成】 花崗土による盛土H=1.00m コンクリート擁壁設置H=0.40~1.25m

切土 なし 法面 なし

【排水】 雨水：ため桝設置、各戸にて集水後、南側水路へ排水

申請者 : 【譲渡人】 [REDACTED]
【譲受人】 [REDACTED]

転用目的 : 宅地拡張

用途 : 宅地拡張

施設の概要 : 既存 納屋 2 階建て 1 棟 71.46 m²

説明 : 本申請は、申請人の実兄が所有している実家の住宅を取得するためです。しかし、申請人の亡父が昭和 60 年頃、今回の農地転用申請の併せ地である [REDACTED] に自己住宅を建築する際、納屋の一部が申請地にかかっておりました。今回売買にあたり無断転用の解消をするため本申請に至りました。なお申請地は、[REDACTED] において平成 26 年 3 月に土地改良法による換地処分を行った第 1 種農地であり、原則転用は不許可ではありますが、しかし、非農地協議済みであり、既存の施設の敷地面積の 2 分の 1 までの拡張は許可をすることが出来るとする規定があり、本案件ではこの規定を満たしていると判断できます。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

【資金】 土地代 180 万円、造成費 0 万円、建築費 0 万円

合計 180 万円

<内訳> 自己資金 180 万円、借入金 0 万円

【期間】 昭和 60 年頃

【造成】 花崗土による盛土 変更なし 切土 変更なし

コンクリート擁壁 変更なし 法面 変更なし

【排水】 雨水：既設ため柵から南側の農業用水路へ放流する。

汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED] 水利組合

【隣接同意】 [REDACTED]

【経緯書】 あり

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 4 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は2件です。

議案第4号-1

地図・写真： ██████████ 図面番号 非農地-1
申請地 : ██████████ 田 705 m² 外7筆 合計 3,752 m²
現況地目 : 山林原野
利用状況 : 山林
申請人 : ██████████
申請理由 : 平成14年12頃に別の場所へ家を建てたため、自宅から遠方にある農地のため、管理が出来なくなり、耕作するのが困難になっています。現在は山林の様相を呈しており、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うにいたりしました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第4号-2

地図・写真： ██████████ 図面番号 非農地-2
申請地 : ██████████ 畑 596 m² 外筆 合計 596 m²
現況地目 : 山林原野
利用状況 : 山林
申請人 : ██████████
申請理由 : 申請地の形状が利用しにくく、自宅からも遠方にある農地のため、50年ほど前から耕作せず、管理が出来なくなり、耕作するのが困難になっています。現在は山林の様相を呈しており、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うにいたりしました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてですが、案件第45号から47号に ████████ 委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、 ████████ 委員はご退室をお願いします。

【 退室 】

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 44件 合計 36,802 m²

新規契約： 10～44番 35件 27,592 m²

更新契約： 1～9番 9件 9,210 m²

貸付先としましては、1～3番を [] へ、4～16番を [] 氏へ、17番を [] 氏へ、18～23番を [] へ、24～29番を [] 氏へ、30～41番を [] 氏へ、42～43番を [] へ、44番を [] 氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願ひます。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は4件です。

報告1-1

賃貸人： []

賃借人： []

申請地： [] 田 70 m²

解約日：令和7年6月11日

説明：売買目的による解約で、離作補償はありません。該当農地の売買については今月の農地法第3条案件として審議しております。

報告1-2

賃貸人： []

[]

賃借人： []

申請地： [] 田 1,479 m²

解約日：令和7年6月30日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 3,359 m²

解約日：令和 7 年 6 月 30 日

説 明：耕作者変更による解約で、離作補償はありません。

報告 1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 504 m²

解約日：令和 7 年 6 月 30 日

説 明：耕作者変更による解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 2 号、農地中間管理権の解除について説明します。

農地中間管理機構が取得する農地中間管理権について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除に関する案件です。本案件は、農地機構と受け手の契約を解約した農地について、受け手の探索を行ってきたものの未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地機構と所有者の契約を解約するものです。

対象地は、[REDACTED] 田 459 m²外 5 件 合計 3,952 m²であります。

解除の理由や経緯については記載の通りですが、土地所有者から転用のため 2 筆の売却意向の申し入れがあったものの、受け手としては残った農地の形状や利便性などの問題から残りの農地も解約したい旨の申し出があり、令和 6 年 7 月 31 日に受け手と農地機構の契約を解除しました。

その後、該当農地に関して受け手の探索を行ってきたものの、受け手が見つからず未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除を行おうとするものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第3号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、報告第3号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。

複数の市町にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となります。市町村が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と認めて、県や国が認定するという流れになります。

今月は、更新1件です。

報告第3号-1（更新）

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生（設立）年月日 : [REDACTED]
作目・部門名 : (R12 目標) 水稲、小麦、苺
農業経営等に関する目標 : (R12 目標)

水稲	1,000a	42,000kg
小麦	1,200a	36,000kg
苺	4a	1,000kg

目標所得 : 400 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

綾川町地域再生協議会担い手部会で承認の意見いただき、計画については適当であると回答しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第3号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第5号の第45号から47号を除く、第1号議案から第5号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第4回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 30分

閉会